

6 八 福 い 第 7 2 0 6 号
令和7年(2025年)3月24日

指定通所リハビリテーション事業所
管理者 殿

八王子市長 初宿 和夫
(公 印 省 略)

令和7年度の事業所規模による区分の取扱いについて(通知)

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、平成12年厚生省告示第19号及び平成27年厚生労働省告示第96号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知(平成12年3月1日老企第36号)においてその具体的な取扱いについて示されているところです。

令和7年度も引き続き事業を実施する事業所は、下記により、事業所規模区分が変更になるか御確認いただき、変更になる事業所におかれましては、必要書類を御提出ください。

記

1 事業所規模区分の確認【全事業所対象】

令和7年度の事業所規模については、令和6年度の実績に基づき決定されるため、平均利用延人員を計算(事業所規模による区分の取扱いについてのホームページ参照)し、規模区分を御確認ください。

2 規模区分変更に係る必要書類の提出

【上記1の計算の結果、規模に変更がない事業所は提出不要です。】

(1) 提出書類

ア [介護給付費算定に係る体制等に関する届出書\(別紙2\)](#)

イ [介護給付費算定に係る体制等状況一覧表\(別紙1-1\)](#)

※規模区分のみの変更であれば、変更後の規模区分のみ塗りつぶしてください。

(他の加算項目への記入は不要です。)

ウ [事業所規模算出の計算根拠書類\(参考様式\)](#)

(2) 提出期限

令和7年(2025年)4月15日(火)午後5時 ※必着

(3) 提出先

八王子市福祉部高齢者いきいき課

3 提出書類様式等

提出に必要な書類については、八王子市のホームページよりダウンロードすることができます。

[トップ](#) > [事業者の方へ](#) > [介護事業所・高齢者施設の開設・届出等](#) > [事業者へのお知らせ](#)
> [複数サービスにまたがる通知等](#) > [事業所規模による区分の取扱いについて](#)

4 通所リハビリテーションの基本報酬の区分について

通所リハビリテーションの基本報酬の区分は以下のとおりとなります。

【通所リハビリテーション】

通常規模の事業所 : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数 750 人以下

大規模の事業所 : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数 751 人以上

大規模の事業所(特例): 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数 751 人以上で、
算定する月の前月において以下の要件をともに満たす事業所。

(Ⅰ) 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。**利用者の総数とは、前月に当該事業所において通所リハビリテーションを利用することを通所リハビリテーション計画上位置づけている者の人数とする。**

(Ⅱ) 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

5 注意事項

平均利用延人員数が 750 人超の事業所は、報酬を算定する月の前月において上記(Ⅰ)および(Ⅱ)の基準を満たしているかどうかによって区分が判断されるため、今後、区分を「大規模の事業所」および「大規模の事業所(特例)」として届け出ている事業所は毎月、前月における上記(Ⅰ)および(Ⅱ)の要件を確認し、区分が変更となる場合は適用開始日の前月15日(必着。閉庁日の場合は翌開庁日)までに届け出てください。

(問い合わせ先) 八王子市福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当 電話: 042-620-7452(直通)
--